

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

（１）事業者概要

事業所名称： （施設名） なつめ保育園	種別： 保育所
代表者氏名： （管理者） 緒方 眞喜代	開設年月日： 昭和 33年 5月 1日
設置主体： 社会福祉法人 なつめ福祉会 経営主体： 社会福祉法人 なつめ福祉会	定員： 70名 （利用人数） 73名
所在地： 熊本県球磨郡相良村深水1984	
連絡先電話番号： 0966-35-0014	F A X 番号： 0966-35-0046
ホームページアドレス	

（２）基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
・ 保育の提供 ・ 一時保育 ・ 延長保育 ・ 学童保育 ・ 障がい児保育	・ 保育参観 ・ お見知り遠足 ・ いちご狩り ・ 七夕夕べの集い ・ 運動会 ・ 芋ほり ・ 発表会 ・ 姉妹園交流会 ・ 他
居室概要	居室以外の施設設備の概要
・ 6クラス部屋 ・ トイレ（園児・職員） ・ ランチルーム ・ ホール ・ 他	・ 学童保育室 ・ 倉庫 ・ 体育倉庫 ・ 園庭 ・ プール ・ 他

2 施設・事業所の特徴的な取組

なかよしこよしの優しい子（豊かな心） ・ ・ 両親をはじめ自分以外の人を思いやることのできる子どもに育てる（朝夕の混合保育） つよくて元気なひかりの子（心も身体も健康） ・ ・ 基本的な生活習慣や生活リズムを身に付け、力いっぱい遊びこみ、心も身体も生き生きとした子供に育てる（食育活動・体育遊び・室内自由あそび） めざすはなつめのかしこい子（基礎的能力）知育 ・ ・ 絵本や本物の教材・玩具に親しみ、表現能力や豊かな自然とのふれ愛を通して、豊かな感性を育み、能力を高めていける子どもに育てる（絵本の読み聞かせ・演奏活動・基礎訓練）
--

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

①園樹「なつめ」をシンボルとする保育活動

玄関前には、旧園舎にあった「なつめ」の木を移植、その3文字をとって「なかよしこよしの優しい子（豊かな心）」、「つよくて元気なひかりの子（心も身体も健康）」、「めざすはなつめのかしこい子（基礎的能力）」という保育活動の柱としています。園では、混合保育、食育活動・体育遊び、絵本の読み聞かせ・演奏活動・基礎訓練など、多様で特徴的な保育・教育活動が展開されています。園の保育士だけではなく、積極的に外部の専門講師を活用し、まさに「本物」の教材・玩具・自然・スキル・人材等の環境構成を子ども達に提供していることが重要な取組になっています。

②保育の質の向上に関する組織的な取組

組織的な保育の質の向上に関する取組として実施されている、園内公開保育はピア観察法により、職員同士で他クラスの日常の保育を観察し、その後で保育活動を観察した職員が意見を述べあい、担任の保育士が自己評価と振り返りを行うという取組です。本園の特徴は、保育士の半分以上が10年以上のキャリアを持つことです。こうしたベテラン職員のサポートで若い保育士が育つような仕組みが整備されています。本園は、「園長・主任の管理層」、「クラスリーダー等の中堅層」、「現場で働く若手の保育士層」から構成されていますが、この3つの層がそれぞれ保育活動に期待される役割を適切に機能させることにより、地域で進む深刻な少子化の中でも、法人の組織力を発揮し持続可能な運営を目指す取組が進められていることがうかがえました。

◆改善を求められる点

①「中・長期計画」を踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定

中・長期的なビジョンに基づく「中・長期の計画」については明文化までは至っていません。また、「（単年度の）事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。「中・長期計画」を策定し、それを踏まえた「（単年度の）事業計画」の策定が求められています。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（４００字以内）

今回、初めて第三者評価を受けさせて頂きました。事前説明を受けましたが、準備といっても、とにかくまずは今までやって来ていることを準備するしかないと思いました。出来ていないことは出来ていないで、そのままを見て頂くことにしました。

そして、今回、評価者の方に実際現場へ来て頂き、当園の保育活動や組織的な取り組みなどの良いところを評価して頂き大変うれしく又自信にもつながりました。ただ、今後は自分の力だけでは難しい「中・長期計画」は、次を担っていく若い力と共に、きちんと明文化し単年度の事業計画に反映できるよう取り組んでいけたらと思っています。

この第三者評価を受けさせて頂いたことで福祉施設である保育園としての振り返りの機会をもつことができました。これからの課題に向かって園全体の質の向上に努めて参りたいと思います。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	N P O 法人 九州評価機構
所 在 地	熊本市中央区神水2丁目5番22号
評価実施期間	R5年12月19日～R6年6月20日
評価調査者番号	① 1 2 - 0 0 4
	② 1 3 - 0 0 2
	③ 1 8 - 0 0 2

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) なつめ保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 緒方 眞喜代	開設年月日： 昭和 33年 5月 1日
設置主体： 社会福祉法人 なつめ福祉会 経営主体： 社会福祉法人 なつめ福祉会	定員： 70名 (利用人数) 73名
所在地： 熊本県球磨郡相良村深水1984	
連絡先電話番号： 0966-35-0014	F A X 番号： 0966-35-0046
ホームページアドレス	

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事				
・ 保育の提供 ・ 延長保育 ・ 障がい児保育	・ 一時保育 ・ 学童保育				
居室概要	居室以外の施設設備の概要				
・ 6クラス部屋 ・ トイレ（園児・職員） ・ ランチルーム ・ ホール ・ 他	・ 保育参観 ・ お見知り遠足 ・ いちご狩り ・ セタタベの集い ・ 運動会 ・ 芋ほり ・ 発表会 ・ 姉妹園交流会 ・ 他				
職員の配置					
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
園長	1		保育士	13	3
主任保育士	1		調理士	3	2
保育士	11	3	幼児教育アドバイザー	2	
調理士	1	2	児童支援員	2	1
事務長	1		社会福祉主事	2	
保育補助		1			

	合 計	15	6	合 計	22	6

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

【理念】

人は環境の子なり

【基本方針】

1. ひとりひとりの子どもを受容し、子どもが心身ともに健康で安全な生活ができるような保育環境づくりをめざします。
2. 子どもの持つ豊かな可能性を育み「どの子も育つ」をモットーにして保育に取り組みます。
3. 保護者や地域の人からの期待に応え、地域の子育てセンターとしての役割を果たせるように努力します

3 施設・事業所の特徴的な取組

なかよしこよしの優しい子（豊かな心）

- ・ 両親をはじめ自分以外の人を思いやることのできる子どもに育てる
（朝夕の混合保育）

つよくて元気なひかりの子（心も身体も健康）

- ・ 基本的な生活習慣や生活リズムを身に付け、力いっぱい遊びこみ、心も身体も生き生きとした子供に育てる
（食育活動・体育遊び・室内自由あそび）

めざすはなつめのかしこい子（基礎的能力）知育

- ・ 絵本や本物の教材・玩具に親しみ、表現能力や豊かな自然とのふれ愛を通して、豊かな感性を育み、能力を高めていける子どもに育てる
（絵本の読み聞かせ・演奏活動・基礎訓練）

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6 年 1 月 13 日 (契約日) ~ 令和 6 年 6 月 20 日 (評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

①園樹「なつめ」をシンボルとする保育活動

玄関前には、旧園舎にあった「なつめ」の木を移植、その3文字をとって「なかよしこよしの優しい子(豊かな心)」、「つよくて元気なひかりの子(心も身体も健康)」、「めざすはなつめのかしこい子(基礎的能力)」という保育活動の柱としています。園では、混合保育、食育活動・体育遊び、絵本の読み聞かせ・演奏活動・基礎訓練など、多様で特徴的な保育・教育活動が展開されています。園の保育士だけではなく、積極的に外部の専門講師を活用し、まさに「本物」の教材・玩具・自然・スキル・人材等の環境構成を子ども達に提供していることが重要な取組になっています。

②保育の質の向上に関する組織的な取組

組織的な保育の質の向上に関する取組として実施されている、園内公開保育はピア観察法により、職員同士で他クラスの日常の保育を観察し、その後で保育活動を観察した職員が意見を述べあい、担任の保育士が自己評価と振り返りを行うという取組です。本園の特徴は、保育士の半分以上が10年以上のキャリアを持つことです。こうしたベテラン職員のサポートで若い保育士が育つような仕組みが整備されています。本園は、「園長・主任の管理層」、「クラスリーダー等の中堅層」、「現場で働く若手の保育士層」から構成されていますが、この3つの層がそれぞれ保育活動に期待される役割を適切に機能させることにより、地域で進む深刻な少子化の中でも、法人の組織力を発揮し持続可能な運営を目指す取組が進められていることがうかがえました。

◆改善を求められる点

①「中・長期計画」を踏まえた「(単年度の)事業計画」の策定

中・長期的なビジョンに基づく「中・長期の計画」については明文化までは至っていません。また、「(単年度の)事業計画」は策定されていますが、この項目は「中・長期計画」が策定されていることが要件です。「中・長期計画」を策定し、それを踏まえた「(単年度の)事業計画」の策定が求められています。また、組織的な評価・見直しのためには、PDCAサイクルに基づき、事業計画の内容に、数値目標や具体的な成果目標などを設定し、評価の視点や手順、評価時期などの評価プロセスを明確にすることが期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（４００字以内）

今回、初めて第三者評価を受けさせて頂きました。事前説明を受けましたが、準備といっても、とにかくまずは今までやって来ていることを準備するしかないと思いました。出来ていないことは出来ていないで、そのままを見て頂くことにしました。

そして、今回、評価者の方に実際現場へ来て頂き、当園の保育活動や組織的な取り組みなどの良いところを評価して頂き大変うれしく又自信にもつながりました。ただ、今後は自分の力だけでは難しい「中・長期計画」は、次を担っていく若い力と共に、きちんと明文化し単年度の事業計画に反映できるよう取り組んでいけたらと思っています。

この第三者評価を受けさせて頂いたことで福祉施設である保育園としての振り返りの機会をもつことができました。これからの課題に向かって園全体の質の向上に努めて参りたいと思います。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（参考） 利用者調査の手法等

調査の手法	対 象 者	対 象 数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者	3 2	
聞き取り調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者		
観 察 調 査	利 用 者 本 人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 「保育のしおり」、「パンフレット」などに、理念として「人は環境の子なり」と明記し、保育方針、保育の目標を明文化しています。基本方針は、法人で作成した「保育の心得」に「1. 保育園に勤務する心構え 2. 服装、態度についての心がけ 3. 人に接する態度 4. 掃除についての心がけ 5. 勤務上の雑用に対する心得 6. 教具・教材を取り扱う心得 7. 保育に関する準備 8. 電話の応接態度 9. 地域への心配り 10. よき保育者として 11. 視診」の11項目について具体的に明文化しています。理念や基本方針は、職員への周知として、年度初めや職員会議で、園長より説明されています。保護者への周知として、「保育のしおり」を配布し、入園説明会ではしおりを使って保護者に対してわかりやすく説明していることがうかがえました。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 社会福祉事業全体や地域の動向について、球磨郡保育協会園長会や、九州保育三団体協議会に出席して把握に努めています。相良村子ども・子育て会議への参加や、福祉関係の月刊誌などで把握に努めています。経営状況などについて、理事会議事録で分析を行っていることを確認できました。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・Ⓑ・c
＜コメント＞ 熊本県の中でも、特に少子・高齢化が進む本地域では、保育所を取り巻く経営は、ますます厳しくなっています。こうした経営状況や将来の課題などについて役員間での共有に努められていることは、理事会議事録などで確認をしました。 今後は、経営状況や改善すべき課題について、職員にも十分周知し共通理解を図るためのより一層の積極的な取組が期待されます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<コメント> 中・長期的なビジョンについて、口頭では確認しましたが、明文化までは至っていませんでした。この項目は第三者評価の規定により、中・長期計画の明文化がない場合は「c」評価となります。 今後は、中・長期の事業計画と、中・長期の収支計画が策定されることが期待されます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
<コメント> 単年度の事業計画は策定されていますが、この項目は中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定を求める事項のため、第三者評価の規定により、前項目の中・長期計画が明文化されていない場合は「c」評価となります。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉕・c
<コメント> 職員会議などで、今年度実施した行事の反省会などを行うことで、意見の把握に努められています。会議に参加できない職員は、文書で提出するなどの取組の工夫があります。 今後は、単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果などを設定することなどにより、実施状況の評価を行えることが期待されます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉕・c
<コメント> 事業計画の主な内容などについて、適宜、「お知らせ」として配布や掲示を行い、周知に努めていることがうかがえました。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉖・b・c
<コメント> 組織的な保育の質の向上に関する取組として、毎日のミニ朝会、毎週の職員会議、毎年の園内公開保育などを行っています。特に、園内公開保育はピア観察法により、園内の職員同士で他クラスの日常の保育を観察、その後で保育活動を観察した職員が意見を述べあい、担任の保育士が自己評価と振り返りを実施する取組を実施されています。本園の特徴は、保育士の半分以上が10年以上のキャリアを持つことです。こうしたベテラン職員のサポートで若い保育士が育つような仕組みが整備されています。		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉔・c
<コメント> 何か取組むべき課題があった時は、職員会議で議題にあげ、職員間で課題の共有と、職員の参画のもとで改善策などを話し合うように努めていることがうかがえました。毎年の園内公開保育を通じて、普段の業務の取組むべき課題と改善に努めていることがうかがえました。 今後は、課題などについて文章化を行い、改善策や改善の実施状況の評価を定期的に行う仕組み作りが期待されます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉔・b・c
<コメント> 園の職員分担表に、園長の業務について明文化しています。自らの保育に関する思いや考えは、普段の業務中や、朝会、職員会議、園内公開保育などの機会を通じて伝えるように努めていることがうかがえました。保護者に対しては、年に数回ほど、園の広報誌「なつめだより」に掲載して伝えるように努めていることがうかがえました。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉔・b・c
<コメント> 球磨郡保育協会、九州保育三団体協議会、相良村子ども・子育て会議などへの参加や、福祉関係の月刊誌などで遵守すべき法令等を理解するための取組に努めています。必要に応じて、職員会議などで職員に対して周知に努めていることがうかがえました。園内公開保育を通じて、職員同士で普段の保育サービス提供において、自分たちが法令等を遵守しているのか確認できる取組があります。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉔・b・c
<コメント> 普段の保育の時に指導に努め、各職員の保育の取組を把握し、個々の職員に応じた研修への参加を積極的に行っていることがうかがえました。保育の質の向上について組織内の具体的な体制として、ミニ朝会、職員会議、園内研修、園内公開保育などの取組に努めています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉔・b・c
<コメント> 経営の改善や業務の実効性を高める取組として、近年新しく園舎を建てる際に、休憩室を設置し、休憩に専念できる環境の整備を行いました。また、食堂は調理室の近くに設置、子ども目線で外が見えるように床までガラスにするなどの工夫を行い、雨の日の登園時を考え、玄関の送迎口に車2台分の屋根を設け、車の進入路の安全を図ったり、階段を活用した遊びスペースと物を置く場所を確保するなど取組の推進に努めています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 法人として、年度初めより秋口になってくると途中入園の子どもが増え、段々と園児数が増加するために、それを見越して、職員の人数が多めになるように努めています。人材確保のために、求人に加え、実習生が来た時の声かけなどの取組に努めています。今後は、こうした基本方針を福祉人材計画として明記するなどして、職員との共通理解を進める工夫が期待されます。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 法人の理念・基本方針に基づき、期待する職員像などは「保育の心得」に明文化しています。人事基準は「就業規則」で明文化し、「職員閲覧」に綴じて、職員がいつでも閲覧できるようにしています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働は定期的に確認していることがうかがえました。休憩用の独立した部屋を設置し、誕生日にはバースデー休暇を取得できるなど取組に努めています。今後は、定期的に職員との個別面談の機会を設けるなど、職員の意向や要望を把握するためのより一層の取組の工夫が期待されます。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> 法人の理念・基本方針に基づき、期待する職員像などは「保育の心得」に明文化しています。新年度ごとに、クラスの保育目標や職員自身の目標等を設定し、年度末には振り返り（自己評価）の機会を設けるなどの取組に努めていることがうかがえました。今後は、個別面談行うなど保育所の目標や方針についての共通理解を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定される仕組み作りや、設定された目標についても中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認を行うための仕組み作りが期待されます。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	① ・b・c
<コメント> 保育所が目指す保育を実践するために、法人で作成した「保育の心得」に「1. 保育園に勤務する心構え 2. 服装、態度についての心がけ 3. 人に接する態度 4. 掃除についての心がけ 5. 勤務上の雑用に対する心得 6. 教具・教材を取り扱う心得 7. 保育に関しての準備 8. 電話の応接態度 9. 地域への心配り 10. よき保育者として 11. 視診」の11項目について具体的に明文化しています。園内研修計画にもとづき、教育・研修に取組んでいます。		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㉔・c
<コメント> 新任職員には、「保育の心得」を配布し、ベテラン職員と組み合わせることにより日々の保育の中で学ぶことができるように努めていることがうかがえました。外部研修に関する情報を提供し、職員の希望や園から必要とする職員が参加するように努めています。研修の内容については復命書を会議などで報告するなど職員間の共有化に努めています。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉔・b・c
<コメント> 実習生などの保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルとして、熊本県保育協議会が作成した「夢と希望が持てる保育実習に向けて 保育実習指導者のための手引き」を活用し、それには、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢が明文化されています。事前オリエンテーションを行い、園の概要・基本方針などを伝え、実習生から希望を確認して、実習に対応していることがうかがえました。実習中には保育士だけではなく、体育指導やスィミングなど専門の外部講師からも学ぶ機会を作り、実習最終日には複数の保育士が参加した反省会を行い、良かったことや改善のアドバイスを伝え、本園の実習を通して実習生が将来に向け何かを得られるように取組んでいることがうかがえました。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 地域の行政のホームページに園のパンフレットが掲載されています。また、園を紹介した資料を、地元の人吉新聞や、区長を通じて配布しています。以前、ホームページを作成したことがありましたが、現在は、諸事情のため閉鎖している状況です。 今後は、園としてもホームページの再開の声があるので、ホームページ等を活用した、より一層の情報公開が期待されます。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉔・c
<コメント> 園における事務、経理、取引等については内部監査を実施し、監査の結果は理事会で報告されています。 今後は、外部の専門家を活用しアドバイスによる経営改善など、より一層、公正かつ透明性の高い取組が期待されます。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 基本的な考え方として、園の「保育の心得 9. 地域への心配り」に、「保育園は地域の中に建っているということを忘れず、地域に対して感謝の気持ちを持ちましょう。地域に愛されることはとても大切なことです。」と明文化されています。地元の「さがら産業文化祭」「さがらっぱまつり」などのイベントに参加し、勤労感謝の日には、酪農、役場、給食でお世話になっている事業所など、地元企業を子ども達と訪問して、感謝の気持ちやプレゼントを伝える活動を行っています。また、ボランティアの清掃活動の時は子ども達も一緒に清掃を行うなど、交流活動の中心に園児を位置づける活動が評価されます。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 法人として「ボランティアの受け入れ体制」を策定し、①目的と意義、②受け入れに対する基本姿勢、を明文化しています。中学校の職場体験、高校のインターンシップなど、学校教育への協力を行っています。関西のボランティア団体と共同で、球磨川水害から数年経った現在でも、地元の田んぼでお米作り（「災害復幸（ふっこう）米」）の活動をしています。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 関係機関・団体との連絡会として、球磨郡保育協会園長会、相良村子ども・子育て会議、老人福祉施設の運営推進会議などに参加し、地域の共通の問題に対して、解決・改善に向けて連携・協働に努めています。地元の自治体による、英語教室の講師を月に2回受け入れています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 関係機関・団体との連携として、球磨郡保育協会園長会、相良村子ども・子育て会議、老人福祉施設の運営推進会議などに参加し、地域の福祉ニーズや生活課題などの把握に努めていることがうかがえました。園では、保護者に加え、入園を希望される方やそれ以外のどなたでもお気軽に立ち寄り、相談できる場を「子育てトーク」と銘打ち、子育てについて意見交換やアドバイスなどに努めています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献する取組として、地元の「さがら産業文化祭」「さがらっぱまつり」など参加し、勤労感謝の日には、感謝の気持ちを表す取組の一環として、酪農、役場、給食でお世話になっている事業所など、地元企業を子ども達と訪問してプレゼントとともに感謝の言葉を伝えるように努めています。ボランティアの清掃活動の時は子ども達も一緒に清掃を行っています。園が有する福祉サー		

ビスの提供に関するノウハウなどを地域へ還元する取組として、令和5年には、人吉球磨人権教育研究協議会研究大会において『『こどもへのかかわりにこそ』～災害を通して学んだこと～』という題目で保育士が講演するなどの取組をしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもを尊重した保育の実施について園では「保育の心得」の中に明記し、職員会議や園内公開保育などを通じて、職員が理解し実践するための取組を行っています。令和5年には、人吉球磨人権教育研究協議会研究大会において『『こどもへのかかわりにこそ』～災害を通して学んだこと～』という題目で保育士が講演するなど、子どもを活動の中心に位置付けた取組をしています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どものプライバシー保護について、マニュアルなどの整備までは至っていませんが、普段の業務の中での指導や職員会議などで、職員が理解を図るように努めていることがうかがえました。 今後は、子どものプライバシー保護について、規程・マニュアルを策定し、職員への研修などを通じて、より一層の理解を深めるような取組の充実が期待されます。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞ 地域の行政のホームページに園のパンフレットが掲載されています。また、園を紹介した記録や記事を、地元の人吉新聞や、区長を通じて配布しています。園の利用希望者については、個別に対応していることがうかがえました。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞ 保育の開始にあたっては、保護者へ「保育のしおり」を配布し、そのしおりを使って入園説明会で説明していることがうかがえました。保育の変更にあたっては、文書の配布や、園内に掲示、モバイルメールで一斉送信など周知に努めています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更や家庭への移行等にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 必要に応じて、転園先や保護者に情報提供を行っていることがうかがえました。 今後は、保育所の利用が終了した後も、保護者等が相談できるように組織的に担当者や窓口を設置し、保護者が相談する方法や担当者についての内容を記載した文書を渡すなどのより一層の取組が期待されます。		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<コメント> 日々の保育の中で、子どもの満足を把握するように努めています。保育参観をした時には保護者から感想をもらい、それを基に利用者満足の向上に努めています。 今後は、保護者に対し、利用者満足に関するアンケート調査等を定期的実施するための仕組み作りが期待されます。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉓・c
<コメント> 苦情解決の体制が整備され「保育のしおり」の中に明記し、しおりは、入園説明会などで保護者へ配布と説明をしています。保護者などが苦情などを申し出しやすいように、玄関に意見箱を設置しています。民生・児童委員などから構成される第三者委員と園長からなる、苦情処理委員会が設置されています。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㉓・c
<コメント> 園としては、保護者が一番意見を述べやすいのはクラス担任だと考え、直接またはおたより帳などを活用して伝えてもらうように努めていることがうかがえました。「保育のしおり」には第三者委員の名前に加え、電話番号を明記しています。「保育のしおり」に主任保育士が相談や意見等の窓口と明記し、職員説明会などで保護者などへ周知に努めています。 今後は、保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相談相手を自由に選べることを説明するなど、より一層の取組が期待されます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉓・c
<コメント> 相談などがあった際には、まずはクラス担任が対応し、必要に応じて園長に相談すること、職員会議で話し合い、解決できるように努めていることがうかがえました。玄関には意見箱を設置しています。 今後は、相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討などについて定めたマニュアルなどの策定など、より一層の取組の工夫が期待されます。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉓・b・c
<コメント> 事故発生時の対応と安全確保について、「安全管理対応マニュアル」を策定し、一日の流れの中での事故防止マニュアル、プール・水あそびについて、子どもの健康支援、食事について、午睡について、事故時の判断、園外活動について、児童虐待の早期発見と通告義務などについて具体的に明記しています。ヒヤリハットは、必要に応じて職員会議などで話し合い、回覧などを行い、職員間で共有に努めていることがうかがえました。		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
＜コメント＞ 「職員分担表」に、保健衛生・安全対策主任を明記しています。保護者には、「なつめだより」で気を付けたい感染症などの周知に努め、職員には、朝会や職員会議などで、感染症の流行について周知に努めていることがうかがえました。 今後は、園独自の感染症対応マニュアルなどの作成と、安全確保に向けた研修や勉強会の実施など、職員に周知するためのより一層の取組が期待されます。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉓・b・c
＜コメント＞ 災害時の対応体制として、「災害時人員体制」、「災害安全計画訓練計画表」を策定しています。「災害安全計画訓練改革表」に基づいて、避難訓練を毎月実施しています。数年前に、本地域では大規模な水害被害があり、子ども達の安全・安心を第一に考えて高台にある新園舎への移転を決断、実行されています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉓・b・c
＜コメント＞ 提供する保育について、標準的な実施方法として、園の「保育の心得」、「安全管理対応マニュアル」など、文書化されています。標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みとして、園内公開保育で、職員同士が普段の保育の様子を見ることができ、園の求める保育を実際に行っているかを確認し、保育の実施方法を共有する機会となっているよううかがえました。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉓・c
＜コメント＞ 標準的な実施方法について、必要に応じて、見直しをしていることがうかがえました。 今後は、担当者を決めるなどの組織的な観点での検証・見直しが行われ、少なくとも年に1回程度定期的に見直しをする仕組み作りと、見直しを実施したことにより何が改善されたかを確認できるための仕組み作りが期待されます。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㉓・c
＜コメント＞ 「職員分担表」に、保育計画の立案の責任者は園長と明記しています。入園時にアセスメントを実施し、アレルギーについては毎年度確認をしています。保育の内容に関する全体的な計画、年間プログラム、月案・週案・日案などの指導計画、食育年間計画など、保育実践に関わる多様な業務計画を策定しています。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・㉔・c
<コメント> 「保育の心得」に、月案は月の始めの第一週に、週案は毎週月曜に提出するように明文化しています。日案・週案・月間計画・年間計画を作成し、適宜に評価と反省などを実施、確認していることがうかがえました。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㉔・c
<コメント> 年度を、前期、中期、後期、と3期に分けて、保育の経過記録を記入し、評価・反省を行っていることがうかがえました。情報共有を目的とした定期的な取組として、職員会議などの機会を活用して職員間の共有化に努めていることがうかがえました。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉔・c
<コメント> 「保育のしおり」の中に「個人情報について」明記して、保護者等には年度初めの説明会で周知に努めています。 今後は、記録の管理について、個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修を実施するなど、記録の管理体制の意義と職員の責務に関する共通理解の向上に向けてより一層の取組が期待されます。		

評価対象Ⅳ

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・㉔・c
<コメント> 全体的な保育課程の編成は、昨年度の計画をもとに、園長が主になり、3月初め頃までに作成をした後で、主任へ相談して、職員へ周知に努めていることがうかがえました。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉓・b・c
<コメント> 新しく園舎を建てる際に、休憩室を設置し、休憩に専念できる環境の整備を行いました。食堂は調理室の近くに設置、子ども目線で外が見えるように床までガラスにするなどの工夫を行い、また、雨の日の登園時を考え、玄関の送迎口に車2台分の屋根を設け、ゆとりあるスペースで車の流れがスムーズに行くように取組んでいます。園内では、廊下や空きスペース、階段等を活用して、遊び場所や園児の作品の未成品を置いておくコーナー（思いついたらいつでも取り出して、再度作成できるように）の確保など子どものやる気を出す環境づくりの取組に努めています。		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 一人ひとりの子どもの個人差については、職員会議などで職員が理解を共有するように努めていることがうかがえました。運動会や発表会など、皆が同じようにするのではなく、運動会より発表会の方で力を発揮する子どもに対しては発表会で活躍できるような場面を構成し、子どもが自分の得意分野で活躍でき、自信を持つことができるような環境作りに努めていることがうかがえました。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、子どもが、もうそろそろこの生活習慣を身につけさせようとなったときには、園で少しずつ試し、そのことをおたより帳で家庭と確認しながら進むようにしています。「園ではこんなことしました。自宅ではどうでしょうか。」とクラス一斉に始めるのではなく、一人ひとりの成長に応じて身につく機会を重視するようにしています。「大きくなったときにはみんなできるように」、という見通しの下で取組んでいることがうかがえました。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 使用済みの段ボールなどを活用して、子どもが自らのイメージを膨らませて、製作を通じて表現できるように取組んでいます。体育専門の外部講師に来てもらい、4・5才に体系的に、教えています。園では、「小さい時に、本格的なモノに触れることが大事だ。」という方針から、本格的な絵を見る、本格的な楽器を使う等、取組んでいます。研修で「たたずまい教室」があり、それは、たたずまいを整えることで体幹や姿勢を正しくするにつながら、他の人からの話を聞くことを基本に、たたずまいをしっかりとってお話を聞けることが身につくように努めています。教室には「椅子の座り方」という掲示物が貼ってあるなど、日常的に取組んでいることがうかがわれました。また、近くに信号機が無いため、役場から信号機を借りてきて交通安全教室を実施するなど、社会的ルールの大切さについても学べるようにしています。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 「保育の内容に関する全体的な計画」の中に、乳児の保育目標として「生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ」と明文化しています。生理的欲求である「食欲」「睡眠欲」「排泄欲」などの充実に努めていることがうかがえました。そして、安全に過ごせることを考え、複数担任制で協力しながら保育に努めていることがうかがえました。子どもの要求に応じて気持ちを受け止めつつ、言葉を代弁し、同じことを満足するまで繰り返す「応答的なかわり」を特定の大人から継続してもらえ経験を通じて、その子の自己肯定の気持ちを育むように取組んでいます。赤ちゃん言葉ではなく、普通の言葉で話しかけるなど取組んでいることがうかがえました。		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 全体的な計画の中に、1・2歳児の保育目標として、1歳児「行動範囲を広げ探索活動を盛んにする」、2歳児「象徴機能（実在しない物事を他のものに置き換えて表現する働き。ごっこ遊びなど）や想像力を広げながら集団活動に参加する」と明文化して取り組んでいます。子どもの自我を受け止めつつ、一人ひとりの発達を見極めそれがわがままなのか、そうでないのかを判断し、自分でできることは自分でするように援助していることがうかがえました。生活リズムの形成を促し、複数担任制で、一人ひとりの子どもの様子について情報を共有して取り組んでいます。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 全体的な計画の中に、3歳児の保育目標として「身近な仲間や自然環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する」、4歳児の保育目標として「信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする」、5歳児の保育目標としては「集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる」と明文化して、取り組んでいます。一人ひとりの子どもが自己表現できる環境を構成し、保育士（大人）だけが教えるのではなく、子ども同士でその活動が得意な子どもから他の子どもに教えてもらうように促すことで、子ども同士の関わり合いを増やし、互いに学び合い成長するように援助していることがうかがえました。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉒・c
＜コメント＞ クールダウンできるスペースを設置し、専門機関に相談したり、アドバイスを受けてりして、障がいのある子どもに対して言葉掛けや対応の工夫などに配慮していることがうかがえました。 今後は、職員の自己評価より、障がいのある子どもの保育について研修などにより、より一層の必要な知識や情報を得たいという声を感じられるので、学習機会の提供と充実が期待されます。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 16時30分過ぎから、ホールでの合同保育になりますが、その実施に際しては、子ども達の育ちを重視し、0歳児は部屋が変わると落ち着かない傾向があることから、17時過ぎから移動します。異年齢の子ども達が一緒に過ごすうえでは、安全に配慮して、0・1歳児と2歳児以上の2グループに分けて過ごすように努めていることがうかがえました。時間帯に配慮して徐々に全員集合保育に移行するようになっています。延長料の支払いは、月ごとにまとめて行うなど保護者に配慮した対応をしています。おやつ提供は18時を過ぎてからになります。		

A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
＜コメント＞ 小学校との就学に向けた連携として、保育所児童保育要録を提出、園に小学校教員が話を聞きに来ます。子ども達が、小学校の生活について見通しを持てる機会として、3月から「お昼寝をしない」、「給食を小学校に合わせてパック牛乳やトレーを使用する」など取組んでいます。地元の3園が合同で年長クラスの交流会をし、その際には、校長先生を含め学校の先生に来てもらい様子を見てもらいます。保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるように、毎年年長児のクラスでは「タベの集い」をします。保育士から「小学校に入ったらこんなことしますよ、健康診断の仕方はこうですよ、こんなことに慣れておいた方が良いですよ。」とアドバイスするなど、保護者の不安や心配に配慮した話をしています。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもの健康管理に関するマニュアルなどとして、「保育の心得」の視診に、「視診は子どもの健康状態や精神状態を把握し、集団の中で今日一日過ごす子どもの状態をつかむ大切な業務です。毎日の繰り返しでマンネリに落ち入らないようにしましょう！」と明文化、具体的な「視診のポイント」を明記し、毎朝健康チェックを行っています。職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）について知識を共有し、午睡中に定期的にチェックしていることがうかがえました。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
＜コメント＞ 年に2回の健康診断と、1回の歯科検診を実施し、その結果は保護者にも伝えていきます。歯磨きや健康の大切さについて、子ども達にわかりやすく、教えるように努めていることがうかがえました。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ アレルギー疾患のある子どもに対して、医師の診断書を提出するようにしてもらい、除去食など、医師の指示のもと子どもの状況に応じた対応に努めています。子ども達の食事が混合しないように、アレルギーの対応が必要な子どもの食事には印をつけるなどの取組に努めていることがうかがえました。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
＜コメント＞ 子どもが食に関する豊かな経験ができるよう、「食育の日」を設け、その日は子どもがおにぎりを握って保育士に「はいどうぞ。」とサービスし、「バケツ稲」やサツマイモ、ジャガイモなどの栽培と子ども達による収穫作業をしています。食育年間計画と「食育便り」を作成し、保護者にも食育の大切さを伝えていきます。地産地消や季節の献立に努め、年間のベストおやつを園児に選んでもらい、年度末に提供するなどしています。ランチルームは天井が高く、相良村の四季を表現したステンドグラスは前の園から持ってきたもので、食材だけでなく、その環境構成も含めて食事を楽しむ工夫が多々あります。		

A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
＜コメント＞ 一年間のおやつ・給食について「何が美味しかったか」の聞き取りを行い、年度末に提供しています。子どもの顎の発達の大切さについて、やや堅い食材（フランスパン・イカ・タコ等）を意図的に提供したりするなどの取組がうかがえました。子どもの発達に応じた食事を提供できるように、カット用ハサミは各クラスに準備しています。行事食は、つぼん汁や芋餅、ヨモギ団子、小正月のヨモギ餅・雛あられ、と多岐にわたって取り組まれています。ずっと昔は、もぐら打ちに来た時に子ども達にはヨモギ団子を渡していましたが、今ではお菓子に変わってきたという話で、ヨモギ団子は地域の伝統食の意味を持っています。ヨモギは春の散歩中にみんなで採りに行って、茹でて冷凍して、1月（小正月）に餅をつき、3月にその餅をひなあられにするなど、1年の流れの中で計画的に取り組んでいることがうかがわれました。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A－2－（１） 家庭との緊密な連携		
A⑰	A－2－（１）－① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・㉑・c
＜コメント＞ 送迎時や連絡帳、園便り、クラス便りなどを通じて園での子どもの生活の様子を保護者に伝えるように努めていることがうかがえました。近年のコロナ禍や、インフルエンザの流行の中でも保育参観は実施できていましたが、祖父母参観は高齢に配慮して中止せざるを得ない状況が続いていました。		
A－2－（２） 保護者等の支援		
A⑱	A－2－（２）－① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㉑・c
＜コメント＞ 日々のコミュニケーションなどにより、職員と保護者とがラポール（信頼関係）を築き、保護者の心配する部分を受け止めつつ、子どもの成長を共有できるように努めていることがうかがえました。熊本県教育委員会が推進する「親の学び」プログラムの講演会を毎年実施しています。		
A⑲	A－2－（２）－② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㉑・c
＜コメント＞ 「保育の心得」の「視診」の中に、「朝、家からしてきているケガの確認をしておきましょう！ 家でしてきたのか、園でしたのか区別出来るように、きちんと点検する習慣をつけて下さい。又、降園の折には、『今日、怪我した子はいない？』とか『どこかで転んだり、ぶついたりしていない？』と保育士に伝えていない事故の有無を聞く習慣をつけて下さい。歩いていても足の骨にひびがはいっていることもあります。」と明記して、取り組んでいることがうかがえました。 今後は、職員の自己評価などから、より一層の理解を深めるために、職員研修などを望む声を感じられました。		

A－3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A－3－（１）－① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行う場として、毎年園内公開保育を実施し、そこで他の保育士から意見や助言を受け、次年度に改善を実施していることがうかがえた。園内公開保育は、ピア観察法により、園内の職員同士で他クラスの日常の保育を観察、その後で保育活動を観察した職員が意見を述べあい、担任の保育士が自己評価と振り返りを実施する取組を実施されています。		

（参考）

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	18	25	2
内容評価基準（評価対象A）	12	8	0
合 計	30	33	2